

平成19年度 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	13,855	保険契約準備金	157,673
現金	0	支払備金	1,904
預貯金	13,855	責任準備金	155,768
コールローン	932	代理店借	308
有価証券	142,849	再保険借	159
国債	64,893	その他負債	836
外国証券	25,313	未払法人税等	3
その他の証券	52,642	未払金	47
貸付金	594	未払費用	455
保険約款貸付	594	預り金	157
無形固定資産	1	仮受金	171
その他の無形固定資産	1	特別法上の準備金	28
代理店貸	15	価格変動準備金	28
再保険貸	40	負債の部 合計	159,005
その他資産	1,270	(純資産の部)	
未収金	616	資本金	41,000
前払費用	156	資本剰余金	20,000
未収収益	148	資本準備金	20,000
預託金	251	利益剰余金	59,236
金融派生商品	84	その他利益剰余金	59,236
仮払金	8	繰越利益剰余金	59,236
その他の資産	3	株主資本合計	1,763
貸倒引当金	20	その他有価証券評価差額金	1,231
		評価・換算差額等合計	1,231
		純資産の部 合計	531
資産の部合計	159,537	負債及び純資産の部合計	159,537

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券（現金及び預貯金のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については外貨建債券に係る換算差額のうち時価の変動に係る換算差額以外の換算差額については為替差損益として処理しているほかは、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- (3) 有形固定資産の減価償却の方法は次の方法によっております。
< 建物 >
平成10年3月31日以前に取得したもの：旧定率法によっております。
平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの：旧定額法によっております。
平成19年4月1日以降に取得したもの：定額法によっております。
< 建物以外 >
平成19年3月31日以前に取得したもの：旧定率法によっております。
平成19年4月1日以降に取得したもの：定率法によっております。
なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
- (4) 外貨建資産・負債は、事業年度末日の為替相場により円換算しております。
- (5) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しておりますが、過去の一定期間における貸倒実績がない債権については、格付機関が公表しているデフォルト率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づいて、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (6) 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (7) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- (8) 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式。ただし、特別勘定にかかる保険料積立金については、保険業法施行規則69条第 4 項 3 号に定める方式。

また、将来にわたっての健全性を確保するための追加責任準備金を平成22年 3 月期までの期間にわたり計画的に追加して積み立てております。

(9) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

2. 会計方針の変更

法人税法の改正「所得税法等の一部を改正する法律」平成 19 年 3 月 30 日法律第 6 号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成 19 年 3 月 30 日政令第 83 号）に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」及び「定額法」によっております。これに伴う影響額は軽微であります。

3. 追加情報

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産については、法人税法の改正に伴い、改正前の法人税に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5%に到達した翌事業年度より、取得価額の 5%相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却を行う方法によっております。これに伴う影響額は軽微であります。

4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 ヶ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は、いずれもありません。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算として 3 ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および 3 ヶ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

5. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は 50,211 百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

6. 関係会社に対する金銭債務の総額は 17 百万円であります。

7. 繰延税金資産はビジネスプランにおける今後 5 年間の収支見通し及び税務上の繰越損金の額からみて、将来の税金負担額に影響を与えないと判断したため計上しておりません。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、繰越損金 16,559 百万円であります。

8. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高	0 百万円
当年度契約者配当金支払額	- 百万円

利息による増加等	- 百万円
契約者配当準備金戻入額	0 百万円
当年度末現在高	- 百万円

9. 担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりです。

(1) 担保に供している資産の内容及びその金額

国債	297 百万円
----	---------

(2) 担保に係る債務の金額

生命保険契約者保護機構に係る債務	71 百万円
------------------	--------

10. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は 25 百万円であります。

11. 1 株当たり純資産額は、435 円 85 銭であります。純資産の部の合計額を期末の発行済株式数で除して算定しております。

12. 外貨建資産の額は、2,688 百万円であります。(主な外貨額 18 百万米ドル、4 百万ポンド)
外貨建負債の額は、17 百万円であります。(主な外貨額 1,164 千香港ドル)

13. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は 301 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

14. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 64,295 百万円、時価は 65,523 百万円であります。

なお、責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は以下の通りであります。

責任準備金対応債券の区分については、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、個人保険のうち、医療保険、終身保険、養老保険、がん保険の小区分を設定しております。

それぞれの小区分における責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しています。当該責任準備金の額ならびにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価ならびにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分ならびに目標デュレーションの見直しを四半期毎に行っております。

15. 重要な後発事象に関する注記

株主割当増資

当社は、平成 20 年 5 月 21 日開催の臨時株主総会において、株主割当による新株発行の決議を行いました。

その概要は次のとおりです。

発行する株式数	普通株式	6 万株
発行価額	1 株につき	5 万円
資本組入額	1 株につき	2 万 5 千円
発行価額の総額		30 億円
払込期日		平成 20 年 5 月 30 日
資金の用途		運転資金

16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成19年度 損益計算書

〔 平成19年4月 1日から
平成20年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	50,190
保険料等収入	46,326
保険料	46,243
再保険収入	82
資産運用収益	1,905
利息及び配当金等収入	1,651
預貯金利息	4
有価証券利息・配当金	1,625
貸付金利息	18
その他利息配当金	2
有価証券売却益	81
金融派生商品収益	173
その他経常収益	1,957
年金特約取扱受入金	510
支払備金戻入額	1,438
その他の経常収益	9
経常費用	61,545
保険金等支払金	20,496
保険金	2,877
年金	3
給付金	1,110
解約返戻金	15,447
その他返戻金	447
再保険料	609
責任準備金等繰入額	22,271
責任準備金繰入額	22,271
資産運用費用	10,392
支払利息	3
有価証券売却損	114
為替差損	77
その他運用費用	54
特別勘定資産運用損	7,999
投資有価証券評価損	2,142
事業費	8,224
その他経常費用	160
税金	159
その他の経常費用	0
経常損失	11,355
特別利益	260
価格変動準備金戻入額	254
貸倒引当金戻入額	6
その他特別利益	0
特別損失	521
減損損失	521
契約者配当準備金戻入額	0
税引前当期純損失	11,616
法人税及び住民税	3
当期純損失	11,620

1. 関係会社との取引による費用の総額は 34 百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、株式投信 44 百万円、公社債投信 36 百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、公社債投信 102 百万円、国債 12 百万円であります。
4. 投資有価証券評価損の主な内訳は、外国証券 2,142 百万円であります。
5. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 25 百万円であります。
6. 金融派生商品収益には評価益が 84 百万円含まれております。
7. 1 株当たり当期純損失は 10,372 円 68 銭であります。算定上の基礎である当期純損失及び普通株式に係る当期純損失はともに 11,620 百万円、普通株式の期中平均株数は、1,120,274 株であります。
8. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。
 - (1) 資産をグルーピングした方法
 保険営業等の用に供している有形固定資産について、保険営業全体で 1 つの資産グループとしております。
 - (2) 減損損失の認識に至った経緯と減損損失の内訳
 当面の保険料収入水準を前提に、保険営業に係る将来キャッシュフローによって帳簿価額の回収が見込まれない資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(521 百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。
 - (3) 回収可能価額の算定方法
 回収可能価額は、資産グループの継続使用と使用後の処分によって見込まれる将来キャッシュフローの現在価値により算定される使用価値により算定しております。
9. 関連当事者との取引に関する注記は次のとおりであります。

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合
親会社の子会社	ピーシーイー・ア セット・マネジメ ント株式会社	東京都千代田区	649 百万円	金融業	-

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員 1 名	投資顧問及び 資産運用委託	投資顧問料及び資 産運用報酬の支払	25 百万円	未払費用	-

10. 金額記載単位未満を切り捨てて表示しております。